

川南町告示第142号

川南町ユーチューブ運用要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町が動画共有サービスを通じた情報伝達を充実する手段として、川南町公式ユーチューブチャンネル(ユーチューブに開設した川南町の公式チャンネルをいう。以下「チャンネル」という。)を町民等への情報相互提供媒体として運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ユーチューブ Google LLCの提供する動画共有サービスをいう。
- (2) アカウント ユーチューブを利用するために取得した権利をいう。

(運営主体)

第3条 チャンネルの運営主体は町とし、アカウントの管理は総務課が行うものとする。

(町からの情報発信)

第4条 チャンネルに掲載できる動画は、次に掲げるものとする。

- (1) 町から町民等への情報提供に関するもの
- (2) 町のPRや観光に関するもの
- (3) 町と関係者との情報共有に関するもの
- (4) その他町長が適当と認めるもの

2 前項に規定する動画の掲載に当たっては、川南町事務決裁規程(平成25年川南町訓令第2号)、川南町教育委員会事務局事務決裁規程(平成25年川南町教育委員会訓令第1号)その他実施機関の定める決裁に関する規程の定めるところによる決裁権者の承認を要するものとする。

3 前項の規定により動画の掲載の承認がなされた場合は、総務課において、チャンネルへの動画の掲載を行うものとする。

4 第1項に規定する動画の掲載に当たっては、法令を遵守しなければならない。この場合においては、著作権、肖像権その他の第三者の権利及び適切な表現について、特に留意するものとする。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、チャンネルの利用に際して、以下の行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとする。

- (1) 町及び他の利用者又は第三者の権利及び財産を侵害する行為
- (2) 町及び他の利用者又は第三者をひぼう中傷、侮辱、名誉若しくは信用の毀損、プライバシーの侵害又は業務を妨害する行為
- (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に違反する行為
- (4) 宗教団体その他の団体又は組織への加入を勧誘する行為
- (5) 出資、寄附、資金提供又は物品若しくはサービスの購入等を勧誘する行為
- (6) 町が不適切と判断する他のウェブサイトを紹介若しくはその閲覧を勧誘する行為又はチャンネルをファイルのダウンロードとして利用する行為

(7) チャンネルを利用して町及び利用者又は第三者に対しコンピューターのソフト又はハードの正常な機能を阻害するウイルスその他の有害なプログラム又はファイル等を発信する行為

(8) チャンネルに掲載する正当な権限を有しない情報又はコンテンツを掲載する行為

(9) 町及び利用者又は第三者によるチャンネルの利用を阻害する行為

(10) チャンネルに対しハッキング等の不正行為によりアクセスする行為及びチャンネルの全部又は一部を監視又は複製する行為

(11) その他ユーチューブ利用規約、公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反し、又はその他町が不適切と判断する行為

2 利用者は、チャンネルの利用に関し第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用においてかかる損害を賠償し、又は当該第三者との紛争を解決するものとし、町に一切迷惑を掛けないものとする。

3 町は、チャンネルの利用に関連して発生した利用者の損害について、かかる損害が町及び町職員の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任を負わないものとする。

4 町は、利用者がこの告示に違反して町に損害を与えた場合は、当該利用者に対し損害賠償を請求できるものとする。

(違反に対する措置)

第6条 町は、利用者がこの告示のいずれかの条項に違反した場合、当該利用者に対し事前に何ら通知することなく、違反の態様、程度等に応じ、利用者がチャンネル上に掲載した情報及び内容等の削除その他必要な措置を講じることができる。

(利用者からの情報についての免責)

第7条 町は、チャンネルを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保障は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、町は一切責任を負わないものとする。

2 町は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、町及び町職員の故意又は重大な過失によるものでない限り、町は一切責任を負わないものとする。

(知的所有権の扱い)

第8条 利用者は、チャンネルを通じて入手したいいかなる情報、内容等について個人的又は家庭内の限られた範囲内における私的使用以外の目的で複製、頒布、出版、公衆送信等をしてはならない。

2 著作権法(昭和45年法律第48号)で認められる範囲を超えて、チャンネルにおける情報、内容等を無断で利用してはならない。

(管轄裁判所)

第9条 チャンネルの利用及びこの告示に伴う紛争については、宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にチャンネルに掲載されている動画については、この告示の相当する規定により、掲載されたものとみなす。